

阿賀町行政改革大綱

平成18年3月

目 次

第1章 行政改革制定の背景及び目的

- 第1 はじめに
- 第2 社会経済情勢の変化と地方財政の危機
- 第3 行政改革の必要性

第2章 行政改革の基本的な考え方

- 第1 行政改革の基本方針
 - (1) 行政の担うべき役割の重点化
 - (2) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織
 - (3) 定員管理及び給与の適正化
 - (4) 人材育成の推進
 - (5) 公正の確保と透明性の向上
 - (6) 電子自治体の推進
 - (7) 自主性・自立性の高い財政運営の確保
- 第2 行政改革の進め方

第3章 財政に関する考え方

- 第1 阿賀町の財政の現状及び今後の見通し
 - (1) 本町における財政状況
 - (2) 今後の財政見通し
- 第2 財政健全化に対する基本方針

第4章 行政改革への取り組み

- 第1 行政改革の推進体制
- 第2 行政改革への取り組み事項
 - (1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
 - (2) 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）
 - (3) 定員管理の適正化
 - (4) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化
 - (5) 第三セクターの見直し
 - (6) 経費節減等の財政効果
 - (7) その他

第1章 行政改革大綱制定の背景及び目的

第1 はじめに

阿賀町は、平成17年4月1日究極の行政改革である町村合併により誕生しました。この合併は、基礎的自治体としての規模を拡大・再編することにより、行政システムの抜本的な改革を目指したものであり、自主性・自立性を高めると共に、自己責任を踏まえた地方分権時代に即応する積極的なまちづくりを可能とするものです。

しかし、合併間もない本町を取り巻く情勢は、依然進行する少子高齢化により生産労働人口の減少が予見され、産業、経済活動への影響が懸念される一方、医療や福祉等の社会保障制度に対する需要の増大、循環型社会の構築や環境問題への対応等、新しいまちづくりを進める上での課題が山積しており大変厳しい状況下にあります。

このため、財政基盤を強化し、簡素で効率的な行政体制の確立を図り、本町の基本理念とする「豊かな自然、かがやく文化、みんなで築く安心のまち」を目指し、町民と行政とが一体となって取り組んでいかなければなりません。

第2 社会経済情勢の変化と地方財政の危機

1990年代のいわゆるバブル崩壊以後の日本経済は、過去数次にわたる景気浮揚策を講じてきておりますが、最近になり大都市部における景気の上昇傾向が伝えられているものの、地方全般においては依然として景気低迷から脱却するに至っていない状況にあります。加えて、国、地方ともに多額の借入金残高を抱え財政状況は極めて厳しいものとなっています。一方、少子高齢化の進展や、IT（インフォメーション・テクノロジー）の急速な発展等により国民の意識・価値観が複雑化・多様化してきています。

本町においては、国が進める三位一体の改革の影響を受け、基幹とする地方交付税の減少や国庫補助負担金等の見直しによる減少等財政の根幹に関わる深刻な課題に直面しており、合併後の多種多様な行政需要への対応や均衡ある地域の発展を図っていくためには、自主財源の確保と行政各分野にわたる徹底した歳出の見直し・削減を図るなど、安定した財政力を構築していくことが喫緊の課題となっています。

第3 行政改革の必要性

平成12年4月に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律が施行され、国と地方は上下・主従関係から対等・協力の新しい関係へと変わり、中央集権型行政システムから分権型行政システムへと大きく変貌してきました。また、平成17年3月に「地方公共団体における行政改革のための新たな指針（新地方行革指針）」が策定され、その具体的な取り組みを明示した「集中改革プラン」を公表することとされています。

地方分権の推進は、それぞれの自治体が自己決定・自己責任のもと、住民と行政とが適切な役割分担をする中で、できる限りの効率化によって財政基盤を強化し、真に必要な行政サービスの継続・充実を図ることによって自立した自治体運営を行おうとするものであり、これを着実に進展させるためには、新しい視点に立って不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していく必要があります。

合併後の阿賀町は、『目標とする将来像』を「1.自然と共生するまち」「2.文化があふれるまち」「3.活力ある産業のまち」「4.やすらぎのあるまち」としています。広大な行政区域と120の集落を有する本町において、この将来像を現実のものとするためには、地方分権に立脚し、自立した自治体運営を行うとともに、それぞれの地域の特色を生かした住民総参加によるまちづくりを行っていく必要があります。

このため、行財政の抜本的な改革とその取り組みが必要不可欠であることから、本町における行財政の現状を把握し、より一層積極的かつ確実な改革を推し進めるため「阿賀町行政改革大綱」を策定するものであります。

第2章 行政改革の基本的な考え方

第1 行政改革の基本方針

合併前の旧町村においても、それぞれの行政改革大綱に基づき効率的な行政システムの構築と住民サービスの向上を図るため行財政改革に取り組んできたところでありますが、阿賀町として地方分権時代に求められるきめ細かく魅力的で個性豊かなまちづくりを進めていくためには、自己決定・自己責任の下、今まで以上に町民と行政とが協働してまちづくりを進めていくことが特に重要となっています。

このため、合併時の協議・合意事項を踏まえながら次の主要な項目について、町長のリーダーシップのもとに、危機意識と改革意欲を町長と職員が共有して取り組むこととします。

また、阿賀町行政改革大綱を策定するに当たっては、次の点を基本的視点として実施していくものとします。

・基本的視点

(1) 達成すべき時期及び数値目標の設定

行政改革大綱に基づく実施内容や目標年次を明らかにするとともに、数値で表せることのできるものは数値化するなど、町民にわかりやすく公表し、責任ある行政改革を推進することとします

(2) 職員の意識改革とその責任の明確化

行政改革の推進に当たっては、慣例・前例にとらわれることなく、職員の意識改革により一人ひとりが強い使命感をもって取り組むとともに、行政改革推進本部及び行政改革推進専門委員会が主体となって取り組むこととします。

(3) 町民の理解と協力体制の推進

町民の目線に立った町政を推進するため、必要な情報を積極的に公開し、行政改革を進めていく説明責任を果たすとともに、町民の理解と協力を得て、自立した町民の育成を図り、町民と行政が一体となって行財政改革を推進することとします。

・行政改革の主要項目

〔1〕 行政の担うべき役割の重点化

町が行っている事務・事業全般にわたり、複数の組織にまたがる共通の事務の集約化、他団体との事務の共同実施、委託実施期間の複数年度化などの様々な手法による委託の可能性を検証するとともに、総務事務や定型的業務について、積極的に民間委託（アウトソーシング）を推進する観点から総点検を実施します。

また、平成15年9月2日施行された地方自治法の一部を改正する法律により、公の施設の管理主体の対象が広く民間事業者等へも拡大されたこと（指定管理者制度）に伴い、すべての公の施設について、指定管理者制度のもとでの施設管理のあり方について検証を行うこととするほか、今後予定される公共施設の整備、運営に当たっては、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用する手法（PFI）について、調査・研究を行います。

このほか、経営の悪化が懸念される町出資法人について、施設管理のあり方の検証と同時に統廃合、民間移譲、完全民営化を含めた抜本的な見直しを行うこととします。

なお、公営企業として実施している事業については、中期経営計画の策定を図る中で経営の健全化に積極的に取り組むものとし、計画性、透明性の高い企業経営を推進するものとします。

〔2〕 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

広大な行政区域を有し、集落が点在する本町において、住民の要望・要請に速やかに対応し、地域の特色を活かした施策や地域間の均衡ある施策の展開を迅速かつ的確に実行していくためには、縦割り型組織にとらわれず、地域的要素や政策・施策目標に対応した組織とすることが肝要であり、併せて、住民ニーズへの迅速な対応、スピーディな意志決定が図られる組織編成が必要です。

このため、町の政策、施策、事務・事業について、PDCAサイクル〔計画策定(Plan) 実施(Do) 検証(Check) 見直し(Action)〕をもとに不断に正当性の検証を行うシステム〔行政評価システム〕を構築し、政策・施策に応じた組織・機構の見直しを行うこととします。

〔3〕 定員管理及び給与の適正化

合併後の阿賀町職員数は、旧町村職員に加え旧町村で構成していた一部事務組合職員を引き継いだことから、1万5千人余りの人口に対し417人もの職員を抱えることとなりました。合併の過渡期的要因や阿賀町の地理的要因によるところが大きいとはいうものの、職員の定員管理については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を不断に見直しながら、その規模に応じた適正化を図らなければなりません。とりわけ、抜本的な事務・事業の整理、組織の再編・合理化、積極的な民間委託の推進、任期付職員制度の活用、ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）化の推進、地域協働の取り組み等を通じ、職員の適正配置に努めるとともに、極力職員数の抑制に取り組むこととします。なお、いわゆる「団塊の世代」の職員の大量退職を迎えることとなることから、退職者の補充についての十分な検討も含め、計画的な定員管理となるようその適正化に努めることとします。

また、公務員の給与に対しては、厳しい地域経済を背景に民間賃金等との乖離や不適正な運用等に強い批判があることから、給与制度、運用、水準の適正化を推進することとします。

〔4〕 人材育成の推進

地方分権が着実に進展する中で、合併による新たな自治体づくりを始めた本町において、住民のニーズもますます高度化、複雑・多様化してきており、日常業務の遂行に必要な知識・技能だけでなく、効率的・効果的な行政運営に必要な経営感覚や地域の特性を活かした創造的な政策の企画・立案など、複数の分野の政策を総合的かつ柔軟に対応できる資質・能力が求められています。

このため、職員の意識改革を図ることはもとより、職員の意欲と能力を最大限に引き出す必要があることから、人事制度と研修制度が連携した「阿賀町人材育成基本方針」を策定し、計画的な人材の育成を行うこととします。

〔5〕 公正の確保と透明性の向上

地方分権一括法の施行後、国・県からの権限移譲により市町村の自己決定権が拡大したことに伴い、行政の住民に対する説明責任がより一層重くなっています。また、これからのまちづくりにおいては、住民との協働による行政運営が重要となっています。

このため、政策決定や行政事務手続等の過程においては、議会や住民に積極的に情報を開示するとともに、常に行政の執行における公正が確保されるよう監視機能を高める工夫を検討することとします。さらに、住民ニーズへの対応をはじめ政策・施策等の決定手続に住民の意見を十分反映させるため「パブリック・コメント手続制度」の積極的な活用を進め、行政の透明性の向上を図ることとします。

〔6〕 電子自治体の推進

電子自治体の構築は、少子高齢化、環境問題、地域活性化等解決すべき多くの課題を抱える本町にあって、高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応し、行政の簡素・効率化と行政サービスの質的向上を同時に実現する有効な手段として期待されています。特に、合併後の本町は、行政区域が広範囲なことから、住民と行政との時間差や距離感をなくし、情報格差の解消が図られるものと期待されます。

このため、国が策定した「電子自治体推進指針」をもとに、電子自治体としての基盤整備を進め、行政手続のオンライン化の推進や行政に関する情報の積極的な公開・提供等による住民と行政との協働の拡大を図ることとします。また、総合的な内部文書管理システムの導入等業務効率を向上させ行政運営の簡素化を積極的に推進することとします。

〔7〕 自主性・自立性の高い財政運営の確保

本町の財政状況は、財政力指数が0.196(平成17年度)と自主財源に乏しく主財源を地方交付税に依存しながら財政運営を行っているのが実情であります。現在、国の三位一体の改革の中で、補助金の一般財源化と合わせ交付税制度の改革が進められてお

り、自主性・自立性の高い行財政運営を進めるには、交付税依存体質の大きな見直しが必要の課題となっています。

このため、本町の財政状況と今後の財政見通しを的確に分析し、歳出全般にわたる節減合理化を確実に実施するための計画を策定するとともに、町税の徴収率向上に向けた取り組みや受益者負担の適正化を図るなど、自主財源の確保対策を行うこととします。また、町の補助金等についても、行政が関与すべき必要性や費用対効果、経費負担のあり方等について検証を行い、廃止、縮減を含め整理・合理化を図ることとします。

第2 行政改革の進め方

この大綱の計画期間は、策定年度から概ね5ヶ年とします。

また、大綱に基づく実施状況については、住民の代表からなる「行政改革推進委員会」に報告し、必要な助言を得るとともに、これを公表することとします。

第3章 財政に関する考え方

第1 阿賀町の財政の現状及び今後の見通し

(1) 本町における財政状況

阿賀町合併前の旧4ヶ町村の財政状況は、平成15年度普通会計決算ベースでは、全町村とも実質収支黒字となっているものの、地方交付税が全体の41.3%を占め基幹財源となっているほか借金である地方債が20.2%、自主財源である町村税に至っては僅か8.8%と歳入構造が極めて脆弱な財政状況となっています。特に、基幹財源である地方交付税は、国の三位一体の改革の中で交付税制度の改革が進められており年々減少してきている状況となっています。一方、歳出では、義務的経費である人件費が16.2%、公債費が16.4%と2費目で全体の3分の1を占める状況にあり、経常収支比率が87.5%（減税補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源等から差し引いた場合99.5%）と上昇してきており、経常経費の抑制・削減に努めているものの財政の硬直化が一段と進行している状況にあります。

また、地方債残高は、205億6,600万円と増加の一途を辿り、公債費負担比率も21.8%と危険ラインといわれる20%を超え財政の硬直化が顕在化していることを示しています。さらに、貯金にあたる基金のうち、財政調整基金にあっては、平成15年度末で12億6,100万円の残高を有していたものが、合併時においては5億1,800万円となり、平成17年度末見込額では僅か1億6,800万円と約10分の1近くまでに激減する見込みとなり、一般財源化することのできる基金が底をつく状況に至っています。

(2) 今後の財政見通し

法定合併協議会における財政計画では、合併による歳出の削減効果、町民負担の軽減、サービス水準の向上等を考慮した上で10年間の見通しを推計していますが、歳入では、町税が生産労働人口の減少等から年々減収となり、景気回復等の経済環境の改善が図られないと増収は見込めない状況となっており、また、基幹である地方交付税についても、合併に伴う算定特例や合併直後の臨時的措置等を見込んでも現下の交付税制度改革の影響等から減少することは容易に予想できるところであることから、今以上に一般財源の減少が続くものと予想されます。

一方歳出においては、高齢化の進行を反映し福祉・医療等の扶助費や上下水道等ライフラインの整備に伴う企業会計への繰出金等の増加が予想されるほか、合併後の新町建設計画を基本とした新しいまちづくりのための投資的経費や、広大な行政区域内に整備された各種の既存施設等の維持管理経費の増加等が見込まれています。

したがって、今後は阿賀町の予算規模そのものの大幅な縮減を図らなければ財政運営を行うことができなくなる懸念が非常に大きいことから、職員の退職不補充による人件費の抑制を行うとともに、償還元金を超える地方債発行を制限するなど公債費の確実な

縮減を図り、負担の大きい義務的経費の大幅な削減を図ることが急務であります。さらにこれに加え、組織・機構の見直しと経常経費の徹底した削減方策を講じる等抜本的な行財政改革が必要不可欠でありますので、首長の強いリーダーシップの下、財政の健全化に向けて真摯に取り組んでいかなければなりません。

第2 財政健全化に対する基本方針

平成18年度以降の本町の財政運営は、税収の減少や地方交付税の減少、基金の枯渇など、このままの状態では推移すれば財政再建団体に陥りかねない極めて逼迫した財政事情下であり、合併によって阿賀町が目指そうとするまちづくりを進めていくためには、安定した財政基盤を早期に構築していく施策・体制づくりが必要であります。

このため、歳入歳出全般にわたる平成18年度以降の財政収支バランスの改善を図るため早急に財政構造の見直しを行います。また、行政改革の理念に基づき、行政組織体制を整備・確立し、町税等の歳入確保と経常的経費を中心とした歳出の抜本的な削減に積極的に取り組んで参ります。

(1) 事務事業の見直しと人件費等経常経費の削減

本町（合併前の4ヶ町村）の経常収支比率は年々上昇し、財政の硬直化が顕著となってきたことから、組織・機構のスリム化を行い、事務・事業の見直し、アウトソーシングの推進等による定員の適正化を図るとともに、給与制度の見直しにより人件費の削減に着手します。

また、補助金、負担金等についても、その内容を再点検し、廃止・統合・時限措置の設定などの見直しを行うほか、物件費については厳しく精査し削減を図ります。

公共事業については、新町建設計画に基づく阿賀町総合計画に配慮しつつ、各事業の緊急度、事業コスト、事業方式等について精査を加え、財政状況を十分考慮した上で事業の推進を行うこととします。

(2) 町税等の徴収率向上と受益者負担の原則に基づく歳入の確保

税や保険料負担の公平性を堅持するため町税等徴収対策への組織体制等を強化し、徴収率の向上による自主財源の確保を図るとともに、受益と負担の公平性の観点から使用料、手数料等を見直しを図り財源の確保に努めることとします。また、利活用の見込みのない公有財産については、適正に処分を進め経費削減、収入確保を図ることとします。

(3) 公債費の適正管理と地方債発行の抑制

過去に発行した地方債の償還計画の管理を適正に行うとともに、単年度発行債を抑制し、元利償還額の縮減を進めることにより財政硬直化の要因を解消していくこととします。

(4) 財政事情の公表

本町の財政事情の現状を住民にわかりやすく公表し、行政への住民参画を促進するとともに、限られた財源を重点的かつ効果的に活用します。

第4章 行政改革への取り組み

第1 行政改革の推進体制

- (1) 町長を本部長とする「阿賀町行政改革推進本部」において、行財政全般にわたる改革を推進します。
- (2) 行政改革推進のための調査・検討を行わせ、確実な推進を図るため、中堅職員からなる「行政改革推進専門委員会」を設置し、推進体制の強化を行います。
- (3) 住民の代表からなる「阿賀町行政改革推進委員会」において、行政改革への取り組みの進捗状況についてチェック・評価を受けるとともに、さらなる改善・合理化に向けた提言を求めるとします。

第2 行政改革への取り組み事項

行政改革への取り組み事項については、基本方針を踏まえ次の項目について具体的な取り組み事項をわかりやすく明示した「集中改革プラン」として公表することとします。

なお、集中改革プランは、成果指標を設定するなど可能な限り目標の数値化を行うとともに、具体的かつ住民にわかりやすい指標を用いることとします。

- (1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- (2) 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）
- (3) 定員管理の適正化
- (4) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化
- (5) 第三セクターの見直し
- (6) 経費節減等の財政効果
- (7) その他